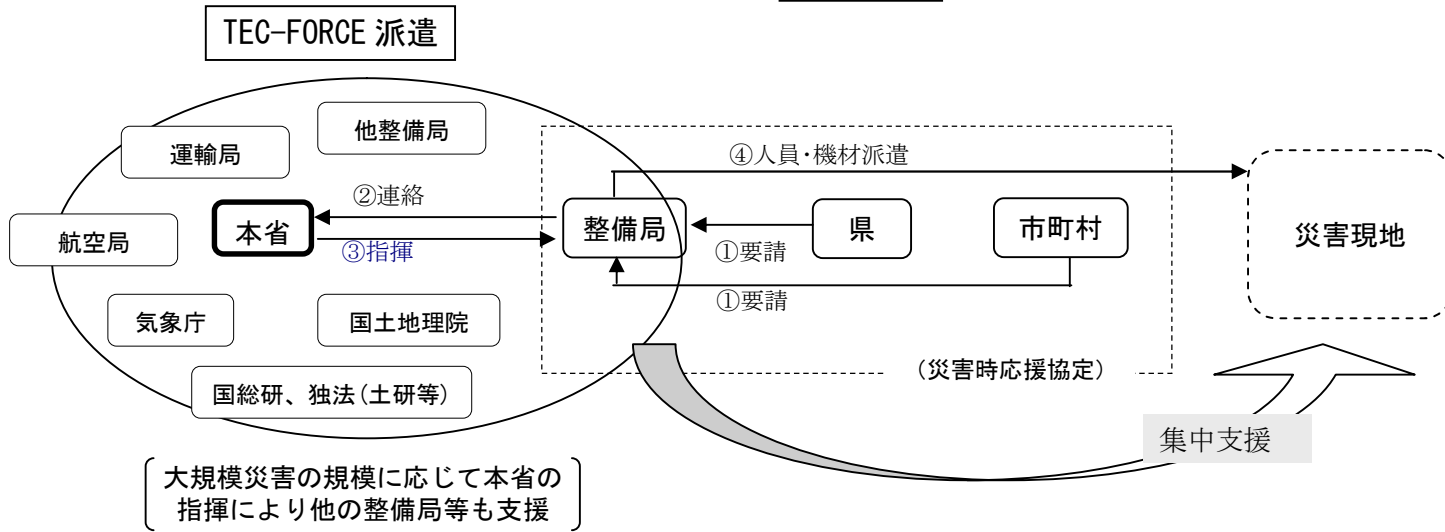


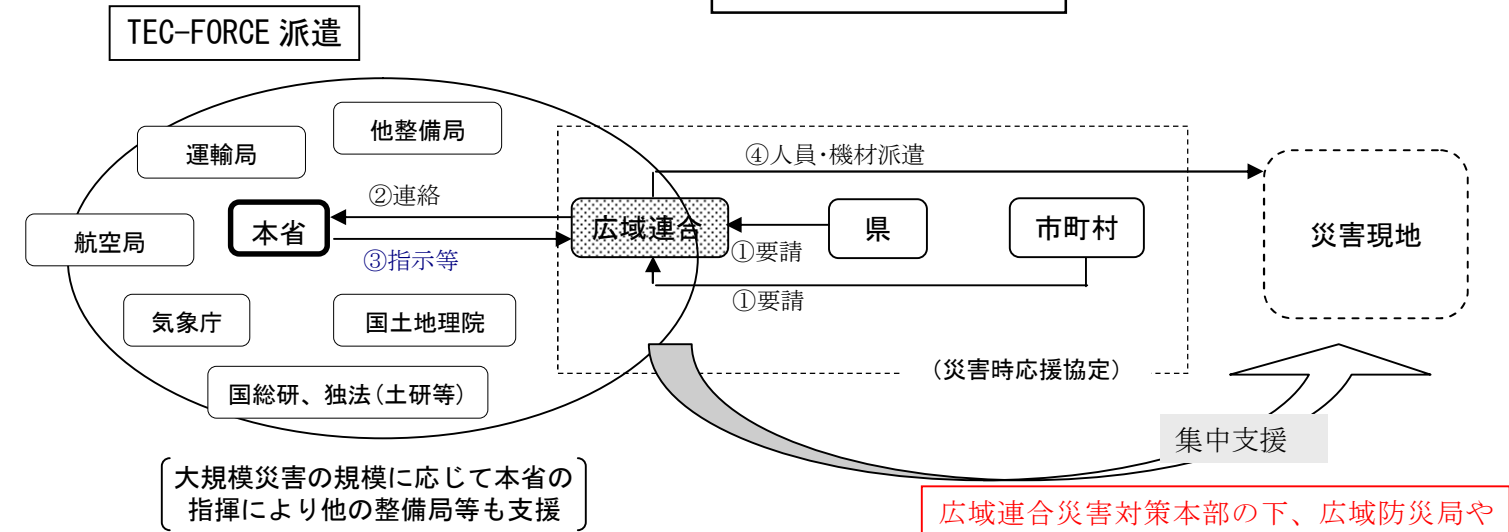
大規模災害時（台風第12号等）に国が行う主な緊急対応の流れ

参考2

【現状】



【移管後のイメージ】



広域連合災害対策本部の下、広域防災局や広域医療局とともに総合的な対策を実施

概要

(1) 派遣の手順
国土交通大臣の指揮を受けて整備局から派遣

(2) 派遣要請
整備局と各地方自治体との災害時応援協定に基づく要請により派遣
(協定未締結の自治体に対しては、発災時の相互連絡により活動)

(3) 内容
① 現地調査
② 緊急対応 (輸送路確保、ポンプ排水等)
③ 自治体支援 (連絡要員派遣、通信車による通信網確保等)
④ 指導助言 (応急対策立案実施、被災箇所の危険度予測等)

(4) 対象災害
各機関が管理する公共施設災害

概要

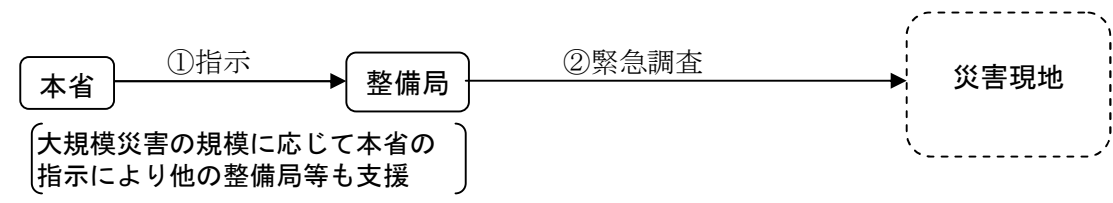
(1) 派遣の手順
国土交通大臣の指示等を受けて広域連合から派遣 ※広域連合には遵守義務等が生ずる

(2) 派遣要請
広域連合が業務を行う地方整備局と各地方自治体との災害時応援協定に基づく要請により派遣
(協定未締結の自治体に対しては、発災時の相互連絡により活動)

(3) 内容
① 現地調査
② 緊急対応 (輸送路確保、ポンプ排水等)
③ 自治体支援 (連絡要員派遣、通信車による通信網確保等)
④ 指導助言 (応急対策立案実施、被災箇所の危険度予測等)

(4) 対象災害
各機関が管理する公共施設災害

大規模土砂災害の緊急対応



活動概要

(1) 指揮系統
土砂災害防止法に基づき大臣の指示により整備局が実施

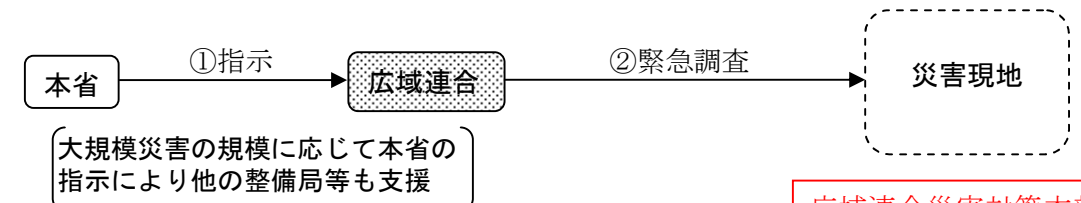
(2) 派遣要請
不要 (国は区域を管轄する都道府県知事に事前通知)

(3) 内容
① 緊急調査
② 市町村への通知、一般への周知 (土砂災害が想定される区域・時期)

(4) 対象災害
概ね10戸以上の人家に被害が想定される高さ20m以上の河道閉塞

(参考)
緊急調査後の対策工事は、砂防法に基づき区域指定を行い、国・県で実施

大規模土砂災害の緊急対応



広域連合災害対策本部の下、広域防災局や広域医療局とともに総合的な対策を実施

活動概要

(1) 指揮系統
土砂災害防止法に基づき大臣の指示により広域連合が実施

(2) 派遣要請
不要 (国は区域を管轄する都道府県知事に事前通知)

(3) 内容
① 緊急調査
② 市町村への通知、一般への周知 (土砂災害が想定される区域・時期)

(4) 対象災害
概ね10戸以上の人家に被害が想定される高さ20m以上の河道閉塞

(参考)
緊急調査後の対策工事は、砂防法に基づき区域指定を行い、広域連合・県で実施